

項目	令和6年度
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
10台以上自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件
10人以上の負傷者を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件
酒気帯び運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為をいう。大型自動車等無資格運転(同法85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。)又は麻薬等運転(同法第117条の2第3号の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第92号)第8条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件